

各大学長 様

社会福祉法人  
京都府社会福祉協議会事務局長  
＜ 公 印 略 ＞

京都府における令和 4 年度介護等体験（後期）での現場実習の再開について（通知）

本会では、新型コロナウイルスが流行した令和 2 年度から、介護等体験の社会福祉施設での現場実習については、施設での感染拡大防止の観点から中止とし、教育機関での代替対応をお願いしておりました。

この度、5月に府内社会福祉施設（307箇所）に向け実施した「令和 4 年度後期の受入に関する意向調査」にて、回答のあった 197施設のうち、約 6 割の施設から「実習生の受入れ可能」との回答を受け、令和 4 年度後期より介護等体験現場実習を再開いたします。

しかしながら、社会福祉施設では現在も再流行の可能性のある新型コロナウイルスに対し、徹底した感染予防対策を継続されています。

つきましては、実習生を送りだす各大学におかれましても、各施設が講じる感染予防対策への協力をいただきますよう、学生への御指導をお願いいたします。

なお、事務取扱いの詳細については、別紙のとおりとなりますので、貴大学における希望学生を取りまとめの上、下記の通り必要書類を提出してください。

記

1. 提出書類

書類	提出先	提出期限
●介護等体験申込書（別紙様式 1-① 及び 1-②）※社会福祉施設分	京都府社会福祉協議会 地域福祉・ボランティア 振興課	令和 4 年 7 月 27 日（水）
●受入依頼書（別添様式 5 の 2）	受入れ先の社会福祉施設	※受け入れ決定後、体験日 の 20 日前までに提出。
●介護等体験終了報告書 （別紙様式 6 の 2）	京都府社会福祉協議会 地域福祉・ボランティア 振興課	※体験終了後提出。

## 2. 令和4年度の実施にあたっての注意事項

- (1) 京都府内の社会福祉施設における令和4年度（後期）の介護等体験については、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）に基づく、別添の「京都府介護等体験実施要綱」及び「京都府介護等体験実施に係る取り扱い要綱」により実施する。
- (2) 体験対象の学生には、出身都道府県社会福祉施設等において介護等体験を実施するよう十分指導すること。
- (3) 大学等は、申込後に、感染症等やむを得ない事情で介護等体験を取り消す場合は、速やかに受入施設等に報告し、指示を受けること。また、台風接近等の天候不順により、暴風雨警報等が発令される場合の対応については、受入施設に確認し指示を受けること。
- (4) 介護等体験を行う前の健康診断の実施を徹底すること。（実施要項第11条）
- (5) 学生への事前指導は、介護等体験の趣旨や体験実施の注意事項等について、適切に行うこと。
- (6) 大学において、試験期間又は教育実習により、体験できない期間については、その内容を申込書（別紙様式1）の備考欄に必ず記載しておくこと。
- (7) 介護等体験は、「社会福祉施設等5日間、特別支援学校1日間」の実施が原則であるが、特別な事情がある時は、7日間ともいずれかの受入施設で体験をすることが可能であるので、京都府社会福祉協議会又は京都府教育委員会に事前に連絡の上、了解を得ること。

### 【発信元】

京都府社会福祉協議会 地域福祉・ボランティア振興課（担当：濱本） TEL：075-252-6294 FAX：075-252-6310
---